

平成29年6月  
平成29年第2回栃木市議会定例会  
議案説明書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 2号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	
報告第 3号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	
報告第 4号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	
報告第 5号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	
報告第 6号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	
報告第 7号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	
報告第 8号	平成28年度栃木市一般会計継続費繰越計算書	
報告第 9号	平成28年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書	
報告第10号	平成28年度栃木市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書	
報告第11号	平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書	
報告第12号	放棄した債権の報告について	
報告第13号	栃木市土地開発公社の平成29事業年度事業計画書の提出について	
報告第14号	一般財団法人栃木市農業公社の平成29年度事業計画書の提出について	
報告第15号	株式会社観光農園いわふねの平成29年度事業計画書の提出について	
議案第54号	市長の専決処分事項の承認について （栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	1
議案第55号	市長の専決処分事項の承認について（栃木市税条例の一部を改正する条例）	6
議案第56号	市長の専決処分事項の承認について（指定管理者の指定）	13
議案第57号	市長の専決処分事項の承認について（指定管理者の指定）	15

議案第58号	市長の専決処分事項の承認について（損害賠償額の額の決定）	16
議案第59号	平成29年度栃木市一般会計補正予算（第1号）	
議案第60号	平成29年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
議案第61号	平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	
議案第62号	栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について	18
議案第63号	栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について	19
議案第64号	栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第65号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	24
議案第66号	字の廃止並びに町及び字の区域の変更について	45
議案第67号	工事請負契約の締結について	51
議案第68号	財産の取得について	53
議案第69号	財産の取得について	55
議案第70号	財産の無償貸付けについて	56
議案第71号	財産の処分について	58
議案第72号	財産の処分について	69
議案第73号	財産の処分について	75
議案第74号	栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	81
議案第75号	小山市への栃木県南地方卸売市場に関する事務の委託について	85
議案第76号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	87



(保険医療課)

議案第54号

市長の専決処分事項の承認について

(栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)

#### 提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）が平成29年3月31日に公布されたため、栃木市国民健康保険税条例の一部改正を要することになったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をもって一部改正をしたので、同条第3項の規定により議会に報告の上、承認を求めるもの。

#### ◎改正の概要

国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準において、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を26万5千円から27万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を48万円から49万円に引き上げること。（第23条関係）

#### [参照条文]

地方自治法抜粋

#### (議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。



(2) 以下略

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

現 行

（国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき265,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき480,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

改 正 案

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき270,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき490,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略



1. The first part of the document discusses the general situation of the country and the role of the government. It mentions the need for a strong and stable government to ensure the country's development and progress. The government is expected to take effective measures to address the various challenges facing the nation.

2. The second part of the document focuses on the economic situation and the government's policies. It highlights the importance of a sound economic policy to promote growth and stability. The government is committed to implementing measures that will improve the living standards of the people and create a favorable environment for investment and trade.

3. The third part of the document deals with the social and cultural aspects of the country. It emphasizes the need for a strong sense of national identity and unity. The government is committed to promoting social justice, equality, and the well-being of all citizens. It also aims to preserve and develop the country's rich cultural heritage.

市長の専決処分事項の承認について

(栃木市税条例の一部を改正する条例の制定)

提案理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布されたため、栃木市税条例の一部改正を要することになったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をもって一部改正をしたので、同条第3項の規定により議会に報告の上、承認を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を2年間延長すること。

(附則第16条関係)

- 2 軽自動車の賦課徴収の特例に関する規定の整備を行うこと。

(附則第16条の2関係)

[参照条文]

議案第54号と同じ。

現 行

附 則

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



改 正 案

附 則

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に

現

行

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円



改 正 案

掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



第16条の2 削除

Page 4	Page 5
Page 6	Page 7
Page 8	Page 9
Page 10	Page 11
Page 12	Page 13
Page 14	Page 15

改 正 案

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とあるのは、「附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とする。



市長の専決処分事項の承認について

(指定管理者の指定)

提案理由

栃木市栃木文化会館、大平文化会館、藤岡文化会館、都賀文化会館の管理を行わせる指定管理者を株式会社ケイミックスパブリックビジネスに指定することについて、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をもって指定したので、同条第3項の規定により議会に報告の上、承認を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の



選任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 1～5略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 以下略

(文化課)

議案第57号

市長の専決処分事項の承認について

(指定管理者の指定)

提案理由

栃木市岩舟文化会館の管理を行わせる指定管理者を株式会社ケイミックスパブリックビジネスに指定することについて、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をもって指定したので、同条第3項の規定により議会に報告の上、承認を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第56号と同じ。

市長の専決処分事項の承認について

(損害賠償の額の決定)

提案理由

栃木市万町地内において発生した公用車による交通事故について、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 1 7 9 条 1 項の規定により、専決処分をもって損害賠償の額を決定したので、同条第 3 項の規定により議会に報告の上、承認を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(12) 略

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14) 以下略

(長の専決処分)

第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会



を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

(交通防犯課)

議案第62号

## 栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について

### 提案理由

市民等の権利利益を保護するとともに、安全安心で快適に暮らせるまちづくりに資するため、栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

### 〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(商工振興課)

議案第63号

栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について

提案理由

中小企業・小規模企業の振興に必要な施策を計画的かつ総合的に推進し、本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与するため、栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第62号と同じ。



栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市いりふね保育園及び栃木市そのべ保育園を統合し、栃木市くらのま  
ち保育園を開園することに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木  
市保育所条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市くらのまち保育園を加えること。(第 2 条関係)
- 2 栃木市いりふね保育園及び栃木市そのべ保育園を削ること。  
(第 2 条関係)

[参照条文]

議案第 6 2 号と同じ。

議案第64号（保育課）

栃木市保育所条例の一部を改正する条例

現 行

（名称及び位置）

第2条 前条の保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
栃木市いまいずみ保育園	栃木市今泉町2丁目2番1号
栃木市いりふね保育園	栃木市入舟町3番23号
栃木市おおつか保育園	栃木市大塚町640番地1
栃木市はこのもり保育園	栃木市箱森町36番31号
栃木市そのべ保育園	栃木市藺部町1丁目13番20号
栃木市大平西保育園	栃木市大平町富田1447番地
栃木市大平南第1保育園	栃木市大平町西水代1705番地2
栃木市大平南第2保育園	栃木市大平町榎本880番地18
栃木市藤岡はーとらんど保育園	栃木市藤岡町赤麻1711番地2
栃木市都賀よつば保育園	栃木市都賀町原宿2263番地1
栃木市いわふね保育園	栃木市岩舟町静5133番地1

改 正 案

(名称及び位置)

第2条 前条の保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
栃木市いまいずみ保育園	栃木市今泉町2丁目2番1号
<u>栃木市くらのまち保育園</u>	<u>栃木市入舟町6番1号</u>
栃木市おおつか保育園	栃木市大塚町640番地1
栃木市はこのもり保育園	栃木市箱森町36番31号
栃木市大平西保育園	栃木市大平町富田1447番地
栃木市大平南第1保育園	栃木市大平町西水代1705番地2
栃木市大平南第2保育園	栃木市大平町榎本880番地18
栃木市藤岡は一とらんど保育園	栃木市藤岡町赤麻1711番地2
栃木市都賀よつば保育園	栃木市都賀町原宿2263番地1
栃木市いわふね保育園	栃木市岩舟町静5133番地1



क्र.सं.	विवरण	प्रमाण
1	...	...
2	...	...
3	...	...
4	...	...
5	...	...
6	...	...
7	...	...
8	...	...
9	...	...
10	...	...
11	...	...
12	...	...
13	...	...
14	...	...
15	...	...
16	...	...
17	...	...
18	...	...
19	...	...
20	...	...
21	...	...
22	...	...
23	...	...
24	...	...
25	...	...
26	...	...
27	...	...
28	...	...
29	...	...
30	...	...
31	...	...
32	...	...
33	...	...
34	...	...
35	...	...
36	...	...
37	...	...
38	...	...
39	...	...
40	...	...
41	...	...
42	...	...
43	...	...
44	...	...
45	...	...
46	...	...
47	...	...
48	...	...
49	...	...
50	...	...
51	...	...
52	...	...
53	...	...
54	...	...
55	...	...
56	...	...
57	...	...
58	...	...
59	...	...
60	...	...
61	...	...
62	...	...
63	...	...
64	...	...
65	...	...
66	...	...
67	...	...
68	...	...
69	...	...
70	...	...
71	...	...
72	...	...
73	...	...
74	...	...
75	...	...
76	...	...
77	...	...
78	...	...
79	...	...
80	...	...
81	...	...
82	...	...
83	...	...
84	...	...
85	...	...
86	...	...
87	...	...
88	...	...
89	...	...
90	...	...
91	...	...
92	...	...
93	...	...
94	...	...
95	...	...
96	...	...
97	...	...
98	...	...
99	...	...
100	...	...

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定に係る審査事務の合理化に伴い、認定手数料を改定すること。

(別表第 2 関係)

- 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料を設けること。

(別表第 2 関係)

[参照条文]

議案第 6 2 号と同じ。

現 行		
別表第2（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～43 略	略	略
44 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（ <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。次項において同じ。</u> ）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  ア～ウ 略 (2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  ア・イ 略 ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額  (ア)・(イ) 略



改 正 案

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～43 略	略	略
44 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「<u>低炭素建築物誘導基準</u>」という。）に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物の<u>エネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u>が交付したものに限り。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) <u>非住宅部分（モデル建物法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限り。）</u>につい</p>

現

行

(ウ) 非住宅部分について、次に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額

a～f 略

2 略

45 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

1 低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 略

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額



改 正 案

		<p>て、次に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額</p> <p>a 30.0平方メートル以内の場合 80,000円</p> <p>b 30.0平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 130,000円</p> <p>c 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 210,000円</p> <p>d 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 280,000円</p> <p>e 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 340,000円</p> <p>f 25,000平方メートルを超える場合 400,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（低炭素建築物誘導基準であつて、市長が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）について、次に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額</p> <p>a～f 略</p> <p>2 略</p>
<p>45 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>



現

行

定の申請に對  
する審査

ア・イ 略

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額

(ア)・(イ) 略

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の右欄の1の(2)のウの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(I) 略

2 略

4 6 略

略

略

改 正 案

定の申請に対する審査

ア・イ 略

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額

(ア)・(イ) 略

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。） について、前項の右欄の 1 の (2) のウの (ウ) に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。） について、前項の右欄の 1 の (2) のウの (エ) に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

(オ) 略

2 略

4 6 略

略

略

4 7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（次項及び 4 9 の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び 5 2 の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、

現

行

--	--	--	--



改 正 案

市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び52の項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合  
35,000円

イ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 87,000円

ウ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 130,000円

エ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 160,000円

オ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 200,000円

(2) 標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び52の項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合  
39,000円

イ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 94,000円

ウ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 130,000円

エ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 170,000円



改 正 案

オ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場  
合 210,000円

2. 1に掲げる建築物以外の建築物に係る建築物エネルギ  
ー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、  
それぞれ次に定める金額

(1) モデル建物法を用いる場合 次に掲げる場合の区分  
に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合  
130,000円

イ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0  
00平方メートル未満の場合 210,000円

ウ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,  
000平方メートル未満の場合 280,000円

エ 床面積の合計が10,000平方メートル以上2  
5,000平方メートル未満の場合 340,000  
円

オ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場  
合 400,000円

(2) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 次に掲げ  
る場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合  
330,000円

イ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0  
00平方メートル未満の場合 480,000円

ウ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,  
000平方メートル未満の場合 590,000円

エ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25  
,000平方メートル未満の場合 700,000円





改 正 案

		<p>オ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場 合 800,000円</p>
<p>48 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 非住宅部分の全部を工場、倉庫等の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) モデル建物法を用いる場合 前項の右欄の1の(1)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(2) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 前項の右欄の1の(2)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>2 1に掲げる建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) モデル建物法を用いる場合 前項の右欄の2の(1)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(2) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 前項の右欄の2の(2)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p>
<p>49 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査手</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 非住宅部分の全部を工場、倉庫等の用途に供する建築物 47の項の右欄の1に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(2) (1)に掲げる建築物以外の建築物 47の項の右欄の2に規定する金額の2分の1に相当する金額</p>

現

行

47 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア～ウ 略

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額



改 正 案

確保計画（同条第1項又は第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査

数料

50 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア～ウ 略

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

現 行

ア・イ 略

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）

次に掲げる金額を合算した金額

(ア)・(イ) 略

(ウ) 非住宅部分（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）、を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

表 略

(エ) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）、を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

表 略

2 略

48 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 略

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ 略

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）

次に掲げる金額を合算した金額

(ア)・(イ) 略

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の右欄の1の



改 正 案

	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 非住宅部分（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。<u>次項において同じ。</u>）を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額</p> <p style="text-align: center;">表 略</p> <p>(エ) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。<u>次項において同じ。</u>）を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額</p> <p style="text-align: center;">表 略</p> <p>2 略</p>
<p><b>5.1</b> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分 <u>（モデル建物法を用いるもの</u></p>



現

行

(2)のウの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 略

2 略

49 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合している旨を証する書類(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。)の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)～(3) 略

2 1に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)～(4) 略

(5) 一の建築物全体に係る申請((1)から(4)までに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

ア～エ 略

オ 非住宅部分(モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。))を用いるものに限る。)

について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)～(カ) 略

改 正 案

	<p>に限る。)について、前項の右欄の1の(2)のウの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(イ) <u>計画の認定を受けた非住宅部分(標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。)</u>について、前項の右欄の1の(2)のウの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(ウ) 略</p> <p>2 略</p>
<p><b>5.2</b> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類(品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u>が交付したものに限る。)の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 1に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 一の建築物全体に係る申請((1)から(4)までに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 非住宅部分(モデル建物法を用いるものに限る。)について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(カ) 略</p>

現

行

カ 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) ～(カ) 略



カ 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）  
について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金  
額

(ア) ～(カ) 略

字の廃止並びに町及び字の区域の変更について

提案理由

平成26年11月14日付け栃木県指令都計第360号で認可のあった千塚町上川原土地区画整理事業の施行の結果、土地区画整理事業実施後の現況に符合しない字及び町の区域が生じたため、字の廃止並びに町及び字の区域の変更をすることについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

地方自治法施行令抜粋

第179条 地方自治法第260条第1項の規定による処分、旧耕地整理法（明治42年法律第30号）による耕地整理、土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（換地処分を伴うものに限る。）、土地区画整理法による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業の施行地区についてするものの効力は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、旧耕地整理法第30条第4項の規定による換地処分の認可の告示の日、土地改良法第54条第4項（同法第89条の2第10項、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があつた日の翌日又は土地区画整理法第103条第4項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からそれぞれ生ずるものとする。

#### 土地区画整理法抜粋

##### （換地処分）

#### 第103条 1・2 略

- 3 個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地処分をした場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 国土交通大臣は、換地処分をした場合においては、その旨を公告しなければならない。都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合又は前項の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。



らない。

5 以下略



# 位置図

栃木市

千塚町上川原土地区画整理事業  
36.7ha

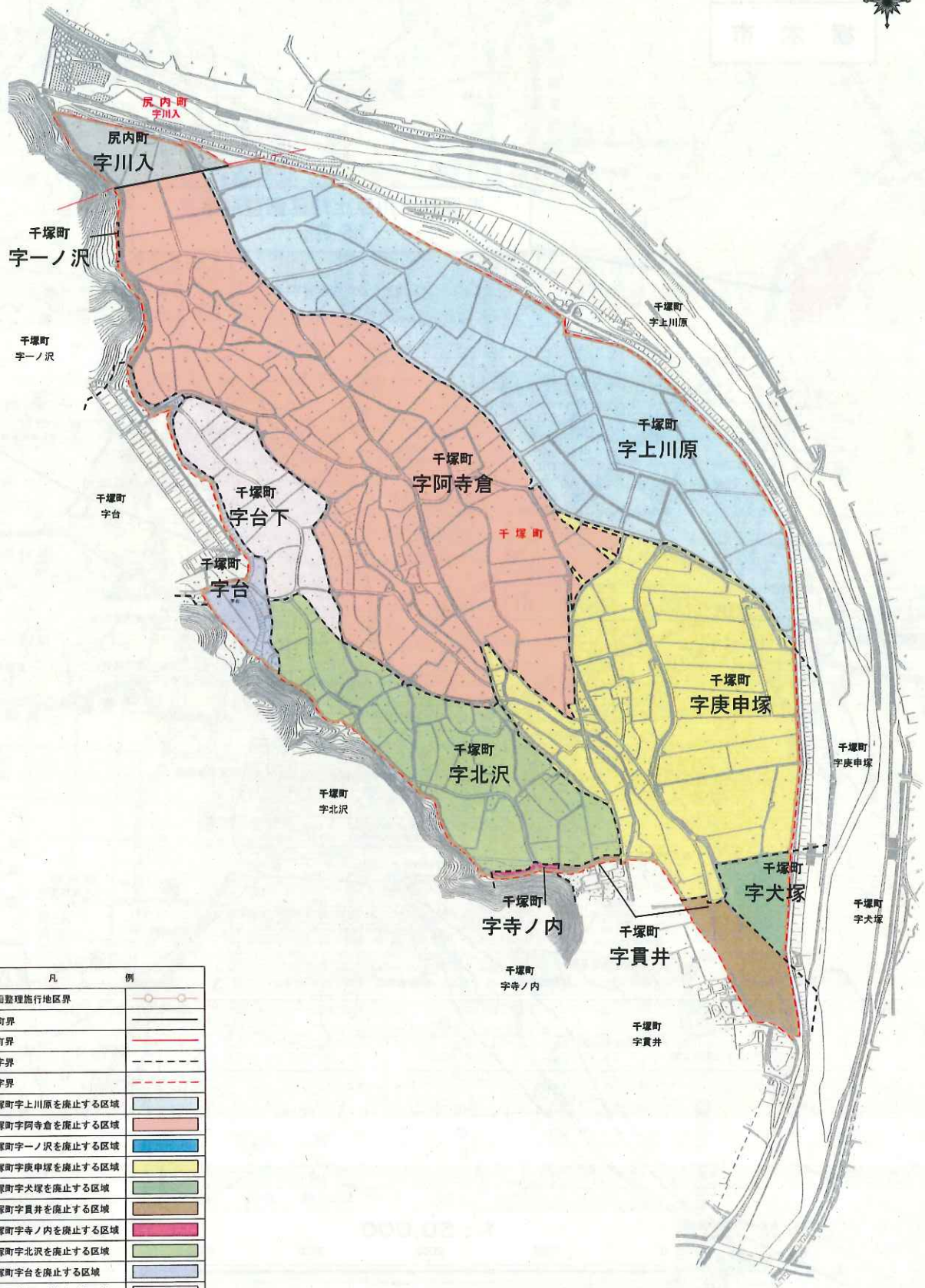
栃木市

◎栃木市役所

1 : 50,000

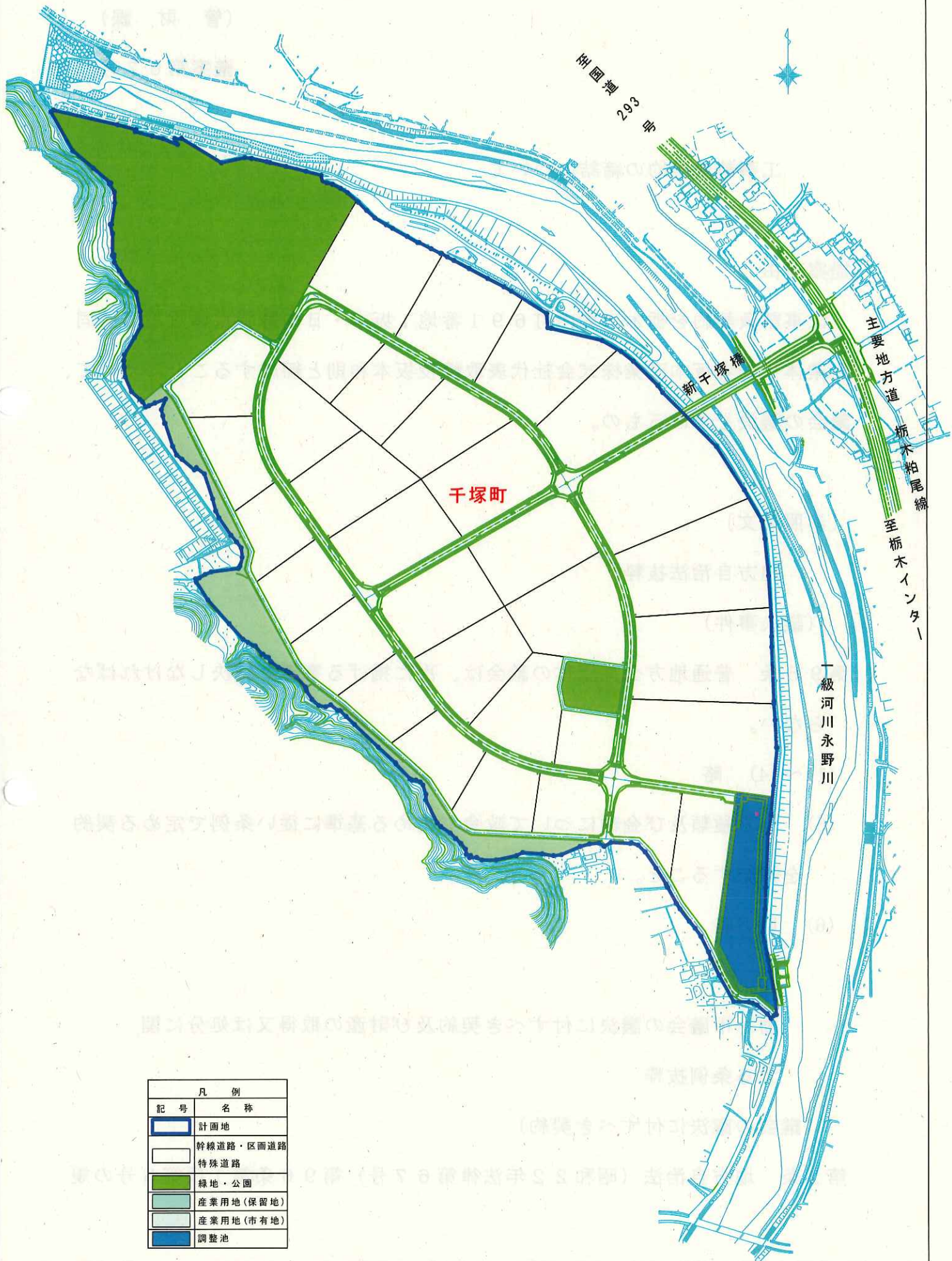
0 1000 2000 3000 4000m





凡	例
区画整理施行地区界	
旧町界	
新町界	
旧字界	
新字界	
千塚町字上川原を廃止する区域	
千塚町字阿寺倉を廃止する区域	
千塚町字一ノ沢を廃止する区域	
千塚町字庚申塚を廃止する区域	
千塚町字犬塚を廃止する区域	
千塚町字貫井を廃止する区域	
千塚町字寺ノ内を廃止する区域	
千塚町字北沢を廃止する区域	
千塚町字台を廃止する区域	
千塚町字台下を廃止する区域	
尻内町字川入を廃止する区域	





凡 例	
記号	名称
	計画地
	幹線道路・区画道路
	特殊道路
	緑地・公園
	産業用地(保留地)
	産業用地(市有地)
	調整池

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市尻内町 691 番地 1 坂本・日向野特定建設工事共同企業体代表者坂本産業株式会社代表取締役坂本和則と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規



定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

工 事 名 旧栃木市役所本庁舎等解体工事

工事場所 栃木市入舟町地内

工事概要 旧栃木市役所本庁舎、第二別館等の解体

・本庁舎：RC造（一部S造）

4階建 延床面積 4,468.04 m<sup>2</sup>

・第二別館：RC造（一部S造、W造）

2階建 延床面積 552.78 m<sup>2</sup>



財産の取得について

提案理由

本市で保有している大型バスは1台のみで、初年度登録から24年を経過し、老朽化が進んでおり、利用者の安心安全確保のため、大型バスを購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(消防総務課)

議案第 6 9 号

財産の取得について

提案理由

栃木市消防団に配備中の消防ポンプ自動車 2 台が老朽化したため、消防ポンプ自動車 2 台を購入することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 6 8 号と同じ。



財産の無償貸付けについて

提案理由

栃木県南地方卸売市場の敷地及び施設として、土地、建物、設備及び附属施設を荒井商事株式会社は無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

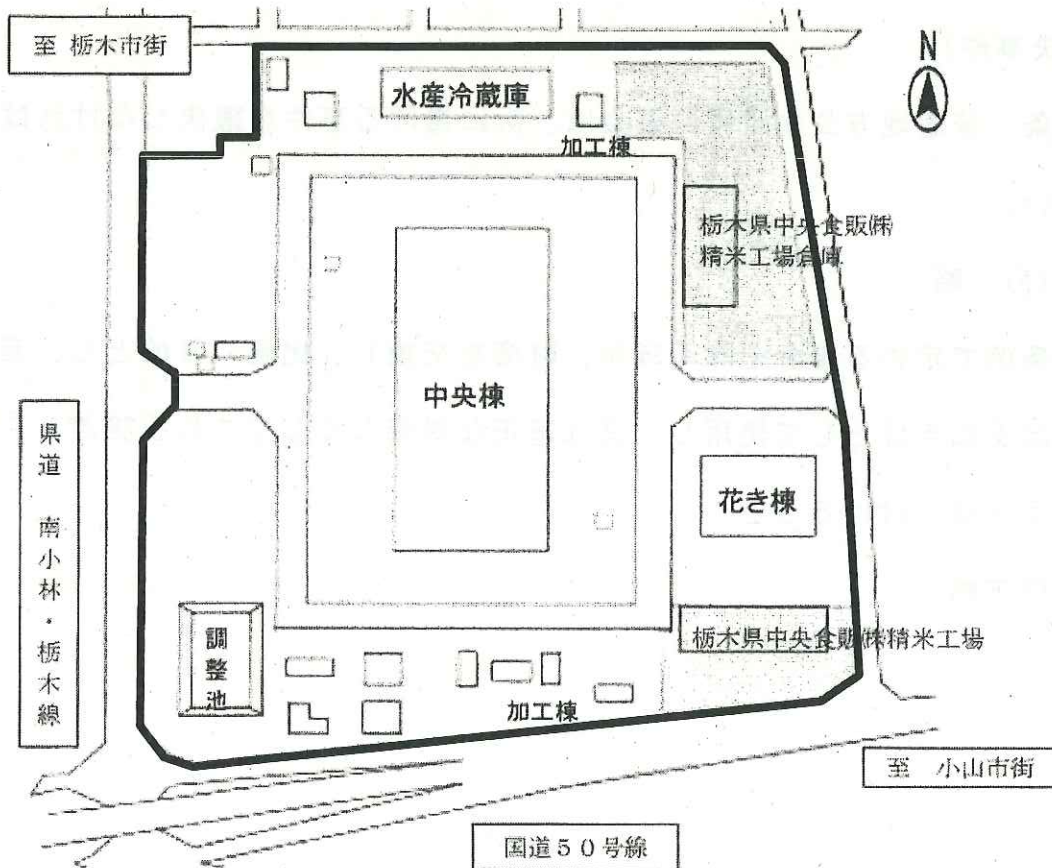
(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7) 以下略

位置図



貸付箇所図（着色部除く）





財産の処分について

提案理由

栃木市千塚町地内の土地を不二ラテックス株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さ



なければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 不動産の調書

### 従前の宅地（B-1）

番号	土地の所在				地目	登記地積 (㎡)
	市	大字	字	地番		
1	栃木市	千塚町	庚申塚	363-2	田	836.00
2	栃木市	千塚町	上川原	366-1	田	3,841.00
3	栃木市	千塚町	上川原	366-2	田	3,163.00
4	栃木市	千塚町	上川原	366-3	田	1,930.00
5	栃木市	千塚町	上川原	366-4	田	1,530.00
6	栃木市	千塚町	上川原	366-6	田	2,961.00
7	栃木市	千塚町	上川原	366-7	田	393.00
8	栃木市	千塚町	上川原	366-9	田	2,304.00
9	栃木市	千塚町	上川原	366-10	田	1,679.00
10	栃木市	千塚町	上川原	367-1	田	601.00
11	栃木市	千塚町	上川原	367-2	田	297.00
12	栃木市	千塚町	上川原	368-1	田	105.00
13	栃木市	千塚町	上川原	368-2	田	743.00
14	栃木市	千塚町	上川原	368-3	田	181.00

15	栃木市	千塚町	上川原	369	田	1,014.00
16	栃木市	千塚町	上川原	370	田	790.00
17	栃木市	千塚町	上川原	370-2	原野	158.00
18	栃木市	千塚町	上川原	371	田	409.00
19	栃木市	千塚町	上川原	371-2	田	72.00
20	栃木市	千塚町	上川原	372-1	田	36.00
21	栃木市	千塚町	上川原	373	田	49.00
22	栃木市	千塚町	上川原	374	田	254.00
23	栃木市	千塚町	上川原	375	田	793.00
24	栃木市	千塚町	上川原	376	田	532.00
25	栃木市	千塚町	上川原	377	田	307.00
26	栃木市	千塚町	上川原	378-2	田	2,965.00
27	栃木市	千塚町	上川原	379-2	田	138.00
28	栃木市	千塚町	上川原	382	田	1,008.00
29	栃木市	千塚町	上川原	383	田	472.00
30	栃木市	千塚町	阿寺倉	502	田	353.00
31	栃木市	千塚町	阿寺倉	503-1	田	370.00
32	栃木市	千塚町	庚申塚	503-2	田	168.00
33	栃木市	千塚町	阿寺倉	504-1	田	879.00
34	栃木市	千塚町	庚申塚	504-2	田	138.00
35	栃木市	千塚町	庚申塚	504-3	田	99.00
36	栃木市	千塚町	庚申塚	504-4	田	33.00
37	栃木市	千塚町	阿寺倉	505-1	田	1,094.00



38	栃木市	千塚町	阿寺倉	505-2	田	644.00
39	栃木市	千塚町	上川原	1518-2	原野	69.00
40	栃木市	千塚町	上川原	1518-3	原野	238.00

従前の宅地 (B-2)

番号	土地の所在				地目	登記地積 (㎡)
	市	大字	字	地番		
41	栃木市	千塚町	庚申塚	316	田	145.00
42	栃木市	千塚町	庚申塚	317	田	261.00
43	栃木市	千塚町	庚申塚	318	田	525.00
44	栃木市	千塚町	上川原	367-3	田	152.00
45	栃木市	千塚町	阿寺倉	506	田	231.00
46	栃木市	千塚町	阿寺倉	507	田	2,945.00
47	栃木市	千塚町	阿寺倉	508	田	442.00
48	栃木市	千塚町	阿寺倉	509	田	171.00
49	栃木市	千塚町	阿寺倉	510	田	1,130.00
50	栃木市	千塚町	阿寺倉	511	田	575.00
51	栃木市	千塚町	阿寺倉	512-1	田	195.00
52	栃木市	千塚町	阿寺倉	512-2	田	353.00
53	栃木市	千塚町	阿寺倉	513-1	畑	76.00
54	栃木市	千塚町	庚申塚	513-2	山林	79.00
55	栃木市	千塚町	阿寺倉	514	田	357.00
56	栃木市	千塚町	阿寺倉	515	田	145.00
57	栃木市	千塚町	阿寺倉	516	田	558.00



58	栃木市	千塚町	阿寺倉	517	田	99.00
59	栃木市	千塚町	阿寺倉	518	田	158.00
60	栃木市	千塚町	阿寺倉	519	田	700.00
61	栃木市	千塚町	阿寺倉	520	田	621.00
62	栃木市	千塚町	阿寺倉	521	田	241.00
63	栃木市	千塚町	阿寺倉	522	田	519.00
64	栃木市	千塚町	阿寺倉	522-2	田	34.00
65	栃木市	千塚町	阿寺倉	523	田	264.00
66	栃木市	千塚町	阿寺倉	524	田	2,056.00
67	栃木市	千塚町	阿寺倉	525	田	1,170.00
68	栃木市	千塚町	阿寺倉	526	田	783.00
69	栃木市	千塚町	阿寺倉	527	田	1,699.00
70	栃木市	千塚町	阿寺倉	528	田	251.00
71	栃木市	千塚町	阿寺倉	535-1	田	499.00
72	栃木市	千塚町	阿寺倉	536	田	618.00
73	栃木市	千塚町	阿寺倉	537	田	770.00
74	栃木市	千塚町	阿寺倉	537-2	田	41.00
75	栃木市	千塚町	阿寺倉	538	田	386.00
76	栃木市	千塚町	阿寺倉	539	田	1,560.00
77	栃木市	千塚町	阿寺倉	540	田	763.00
78	栃木市	千塚町	阿寺倉	541	田	558.00
79	栃木市	千塚町	阿寺倉	542	田	247.00
80	栃木市	千塚町	阿寺倉	543	田	839.00

81	栃木市	千塚町	阿寺倉	544	田	102.00
82	栃木市	千塚町	阿寺倉	545	田	92.00
83	栃木市	千塚町	阿寺倉	546	田	1,728.00
84	栃木市	千塚町	台	606	原野	171.00
85	栃木市	千塚町	台	607	田	138.00
86	栃木市	千塚町	北沢	608	田	1,626.00
87	栃木市	千塚町	北沢	610	田	1,276.00
88	栃木市	千塚町	北沢	611	田	271.00
89	栃木市	千塚町	北沢	612	田	638.00
90	栃木市	千塚町	北沢	613	田	175.00
91	栃木市	千塚町	北沢	614	田	16.00
92	栃木市	千塚町	北沢	615	田	1,203.00
93	栃木市	千塚町	北沢	615-2	田	36.00
94	栃木市	千塚町	北沢	616	田	680.00
95	栃木市	千塚町	北沢	617	田	631.00
96	栃木市	千塚町	北沢	618	田	575.00
97	栃木市	千塚町	北沢	619	田	1,947.00
98	栃木市	千塚町	北沢	621	田	932.00
99	栃木市	千塚町	阿寺倉	1480	田	277.00

従前の宅地 (B-3)

番号	土地の所在				地目	登記地積 (m <sup>2</sup> )
	市	大字	字	地番		
100	栃木市	千塚町	庚申塚	305	田	112.00



101	栃木市	千塚町	庚申塚	311	田	1,295.00
102	栃木市	千塚町	庚申塚	312	田	409.00
103	栃木市	千塚町	庚申塚	313	田	426.00
104	栃木市	千塚町	庚申塚	314	田	846.00
105	栃木市	千塚町	庚申塚	315	田	109.00
106	栃木市	千塚町	庚申塚	319	田	492.00
107	栃木市	千塚町	庚申塚	320	田	214.00
108	栃木市	千塚町	庚申塚	321	田	271.00
109	栃木市	千塚町	庚申塚	323	田	231.00
110	栃木市	千塚町	庚申塚	331-2	田	271.00
111	栃木市	千塚町	庚申塚	332-2	田	115.00
112	栃木市	千塚町	庚申塚	333	田	631.00
113	栃木市	千塚町	庚申塚	334	田	1,642.00
114	栃木市	千塚町	庚申塚	336	田	231.00
115	栃木市	千塚町	庚申塚	337	田	228.00
116	栃木市	千塚町	庚申塚	338	田	866.00
117	栃木市	千塚町	庚申塚	341	田	211.00
118	栃木市	千塚町	庚申塚	342	田	1,041.00
119	栃木市	千塚町	庚申塚	344	原野	115.00
120	栃木市	千塚町	庚申塚	345	田	218.00
121	栃木市	千塚町	庚申塚	348-2	田	138.00
122	栃木市	千塚町	庚申塚	350	田	5,553.00
123	栃木市	千塚町	庚申塚	351	田	588.00



124	栃木市	千塚町	庚申塚	352-1	畑	426.00
125	栃木市	千塚町	庚申塚	352-2	山林	214.00
126	栃木市	千塚町	庚申塚	353	田	1,715.00
127	栃木市	千塚町	庚申塚	354	田	343.00
128	栃木市	千塚町	庚申塚	355	田	79.00
129	栃木市	千塚町	庚申塚	356-1	田	423.00
130	栃木市	千塚町	庚申塚	356-2	田	66.00
131	栃木市	千塚町	庚申塚	357	田	836.00
132	栃木市	千塚町	庚申塚	359-2	田	178.00
133	栃木市	千塚町	庚申塚	361	田	297.00
134	栃木市	千塚町	庚申塚	362	田	1,097.00
135	栃木市	千塚町	庚申塚	364	田	2,595.00
136	栃木市	千塚町	北沢	622	田	684.00
137	栃木市	千塚町	北沢	623	田	69.00
138	栃木市	千塚町	北沢	625	田	1,143.00
139	栃木市	千塚町	北沢	627-2	田	181.00
140	栃木市	千塚町	北沢	628	田	1,808.00
141	栃木市	千塚町	北沢	629	田	773.00
142	栃木市	千塚町	北沢	629-2	田	363.00
143	栃木市	千塚町	北沢	630	田	608.00
144	栃木市	千塚町	北沢	631	田	168.00
145	栃木市	千塚町	北沢	632	田	1,295.00
146	栃木市	千塚町	北沢	633-1	田	1,034.00

147	栃木市	千塚町	北沢	633-2	田	119.00
148	栃木市	千塚町	北沢	641	墓地	59.00
149	栃木市	千塚町	庚申塚	1486	田	13.00
150	栃木市	千塚町	庚申塚	1487-1	田	218.00
151	栃木市	千塚町	庚申塚	1488-1	田	109.00
152	栃木市	千塚町	庚申塚	1490	田	89.00
153	栃木市	千塚町	庚申塚	1491	田	99.00
154	栃木市	千塚町	北沢	1496	田	46.00
155	栃木市	千塚町	庚申塚	1508	田	82.00

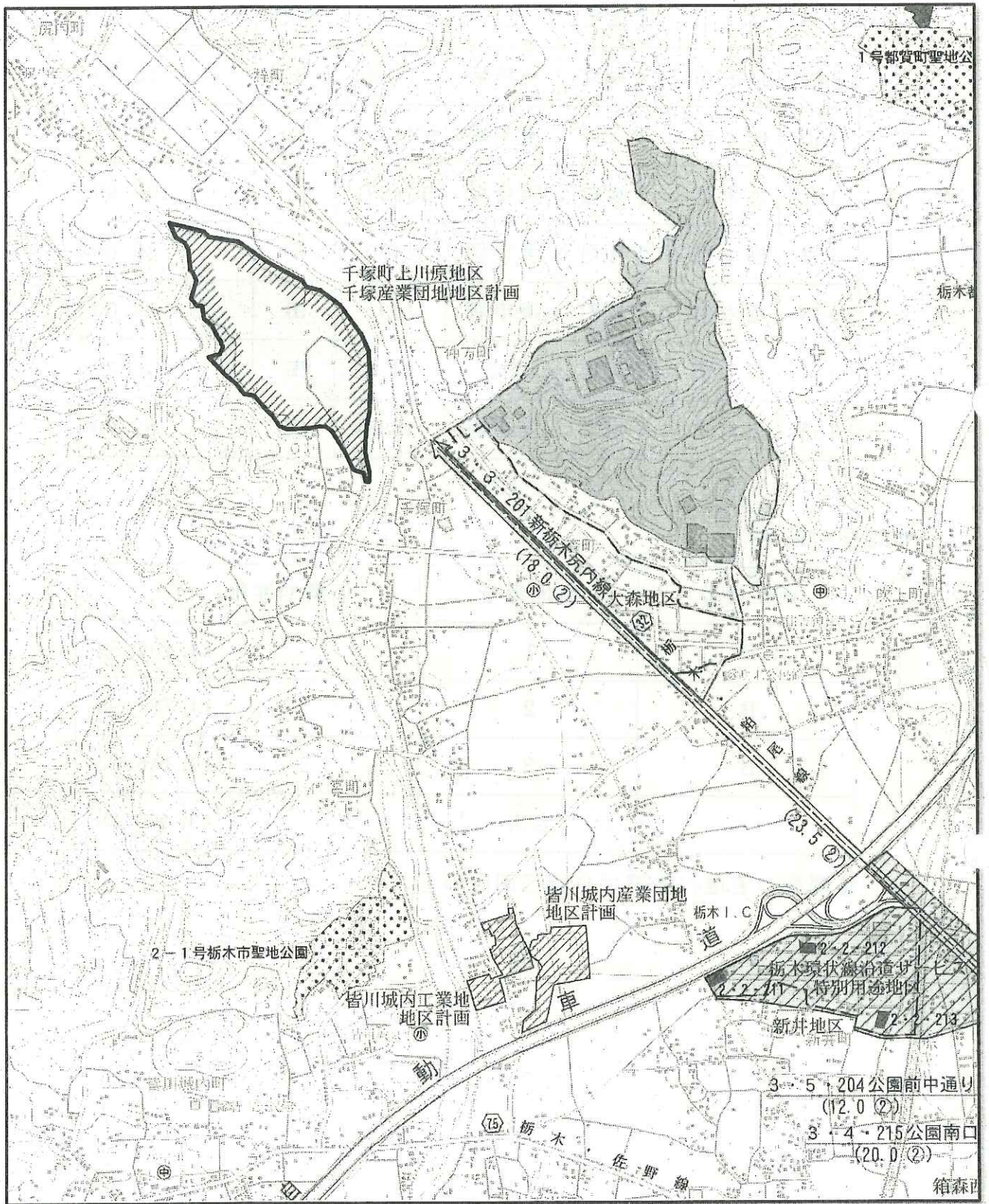
整理後の宅地

街区番号	画地番号	仮換地地積 (㎡)
B	1	14,495.59
B	2	14,787.93
B	3	14,146.87
合計		43,430.39

整理後の宅地の位置は分譲区画図のとおり

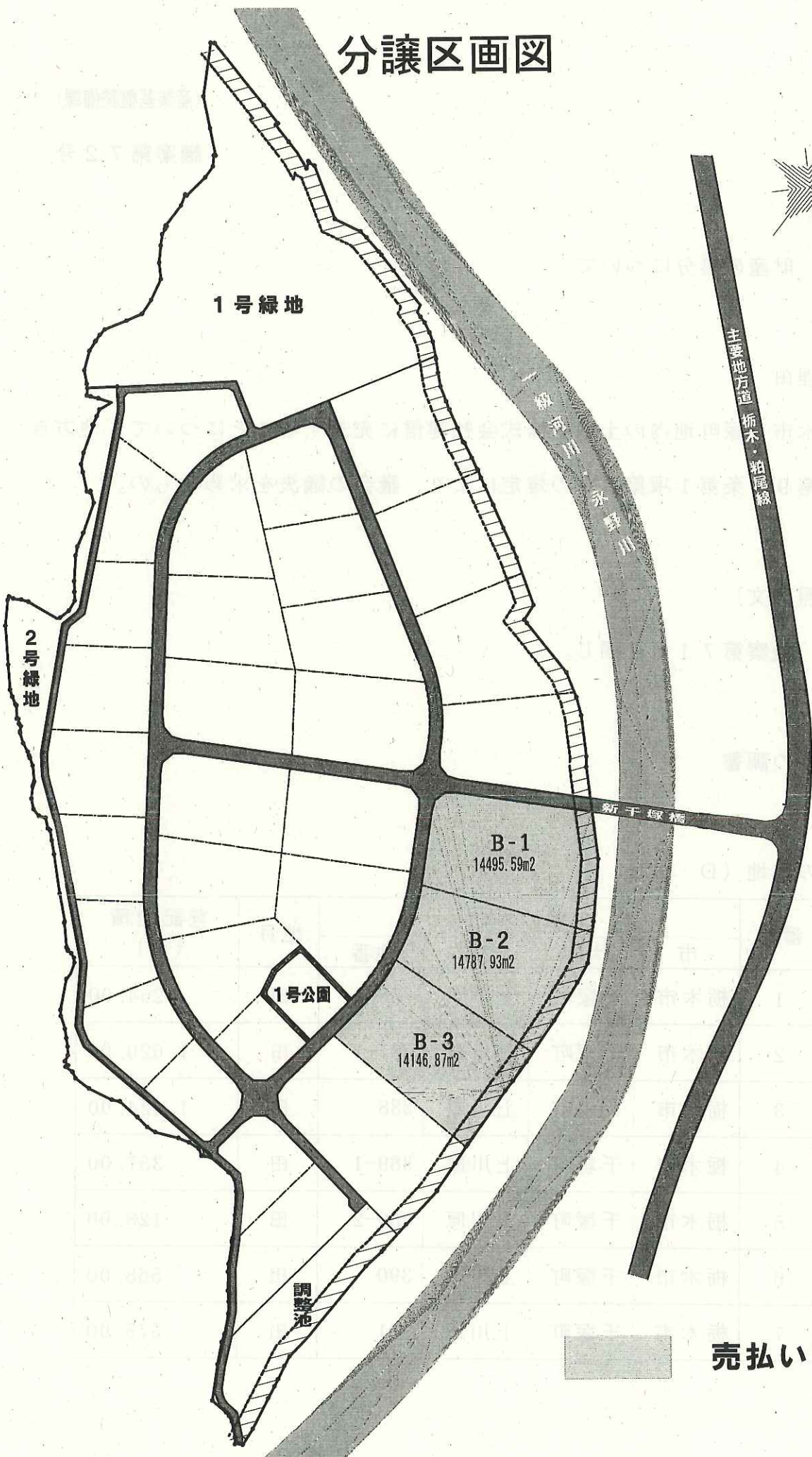
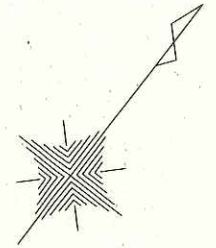


# 位置図





# 分譲区画図



売払い箇所

財産の処分について

提案理由

栃木市千塚町地内の土地を株式会社健信に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第71号と同じ。

不動産の調書

従前の宅地 (D - 3)

番号	土地の所在				地目	登記地積 (㎡)
	市	大字	字	地番		
1	栃木市	千塚町	上川原	385-2	田	264.00
2	栃木市	千塚町	上川原	387-1	田	1,620.00
3	栃木市	千塚町	上川原	388	田	1,424.00
4	栃木市	千塚町	上川原	389-1	田	357.00
5	栃木市	千塚町	上川原	389-2	田	128.00
6	栃木市	千塚町	上川原	390	田	568.00
7	栃木市	千塚町	上川原	391	田	575.00



8	栃木市	千塚町	上川原	392-1	田	463.00
9	栃木市	千塚町	上川原	392-2	田	161.00
10	栃木市	千塚町	上川原	393-1	山林	75.00
11	栃木市	千塚町	上川原	393-2	田	360.00
12	栃木市	千塚町	上川原	394-1	山林	94.00
13	栃木市	千塚町	上川原	394-2	田	383.00
14	栃木市	千塚町	上川原	395	田	343.00
15	栃木市	千塚町	上川原	396-1	田	1,233.00
16	栃木市	千塚町	上川原	396-2	田	224.00
17	栃木市	千塚町	上川原	397	田	416.00
18	栃木市	千塚町	上川原	398	田	591.00
19	栃木市	千塚町	上川原	399	田	112.00
20	栃木市	千塚町	阿寺倉	444	田	433.00
21	栃木市	千塚町	阿寺倉	461	田	2,287.00
22	栃木市	千塚町	阿寺倉	462	田	1,414.00
23	栃木市	千塚町	阿寺倉	463	田	948.00
24	栃木市	千塚町	阿寺倉	464	田	730.00
25	栃木市	千塚町	阿寺倉	465	田	849.00
26	栃木市	千塚町	阿寺倉	466	畑	82.00
27	栃木市	千塚町	阿寺倉	467	田	836.00
28	栃木市	千塚町	阿寺倉	469	田	585.00
29	栃木市	千塚町	阿寺倉	496	田	975.00
30	栃木市	千塚町	上川原	1519	田	29.00



従前の宅地 (D - 4)

番号	土地の所在				地目	登記地積 (㎡)
	市	大字	字	地番		
31	栃木市	千塚町	上川原	379-1	田	783.00
32	栃木市	千塚町	上川原	385-1	田	4,862.00
33	栃木市	千塚町	上川原	386-1	田	991.00
34	栃木市	千塚町	上川原	386-2	原野	296.00
35	栃木市	千塚町	上川原	386-3	田	1,985.00
36	栃木市	千塚町	上川原	386-4	田	2,033.00
37	栃木市	千塚町	上川原	386-5	原野	179.00
38	栃木市	千塚町	阿寺倉	433	田	231.00
39	栃木市	千塚町	阿寺倉	460	田	849.00
40	栃木市	千塚町	阿寺倉	468	田	694.00
41	栃木市	千塚町	阿寺倉	471	田	175.00
42	栃木市	千塚町	阿寺倉	472	田	585.00
43	栃木市	千塚町	阿寺倉	473	田	297.00
44	栃木市	千塚町	阿寺倉	491	田	178.00
45	栃木市	千塚町	阿寺倉	492	田	1,028.00
46	栃木市	千塚町	阿寺倉	493	田	284.00
47	栃木市	千塚町	阿寺倉	494	田	1,186.00
48	栃木市	千塚町	阿寺倉	495	田	1,348.00
49	栃木市	千塚町	阿寺倉	497	田	747.00
50	栃木市	千塚町	阿寺倉	498	田	373.00
51	栃木市	千塚町	阿寺倉	499	田	895.00

52	栃木市	千塚町	阿寺倉	500	田	462.00
53	栃木市	千塚町	阿寺倉	501	田	823.00
54	栃木市	千塚町	阿寺倉	529	田	1,414.00
55	栃木市	千塚町	阿寺倉	530	田	674.00

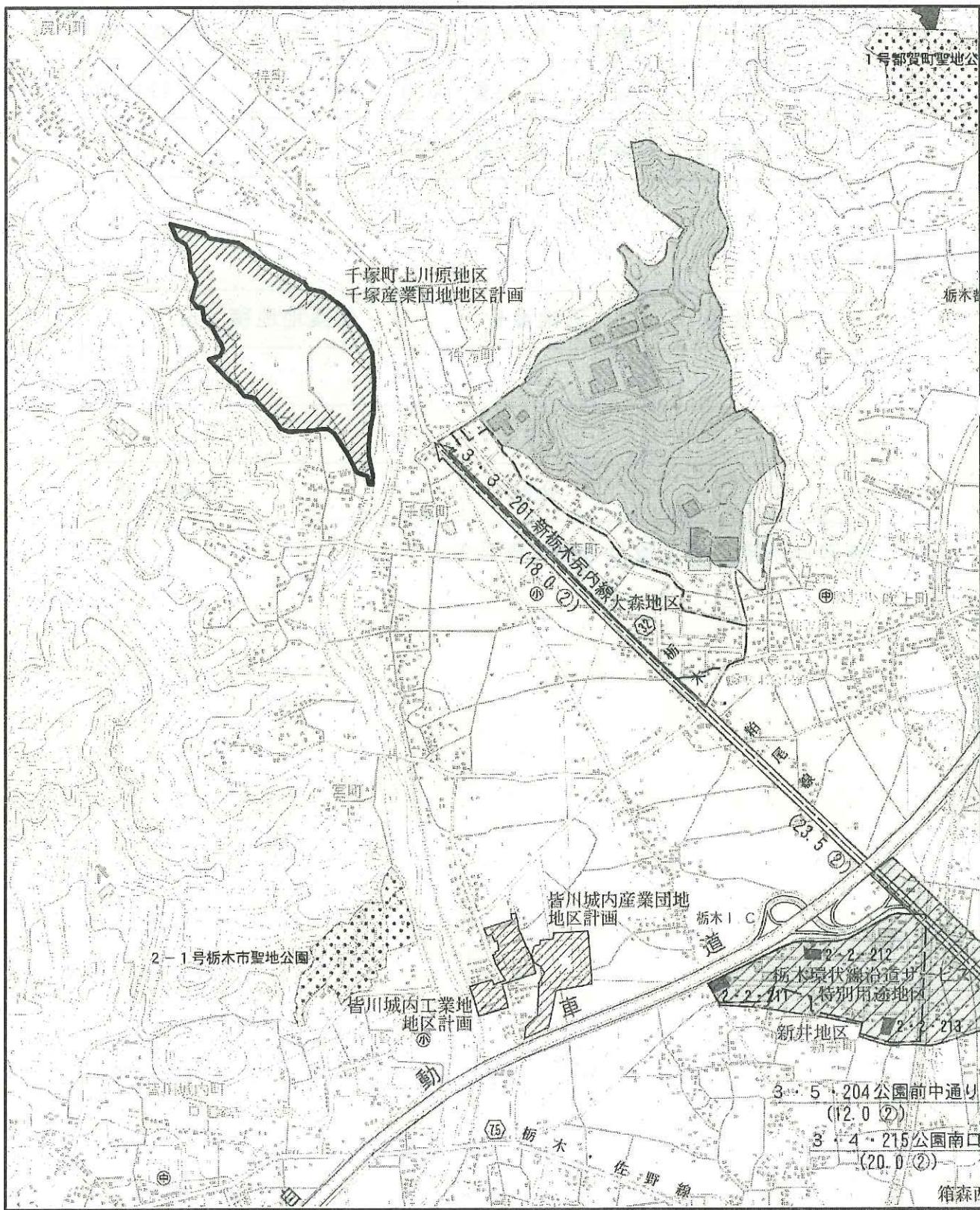
整理後の宅地

街区番号	画地番号	仮換地地積 (m <sup>2</sup> )
D	3	7,361.18
D	4	9,472.80
合計		16,833.98

整理後の宅地の位置は分譲区画図のとおり

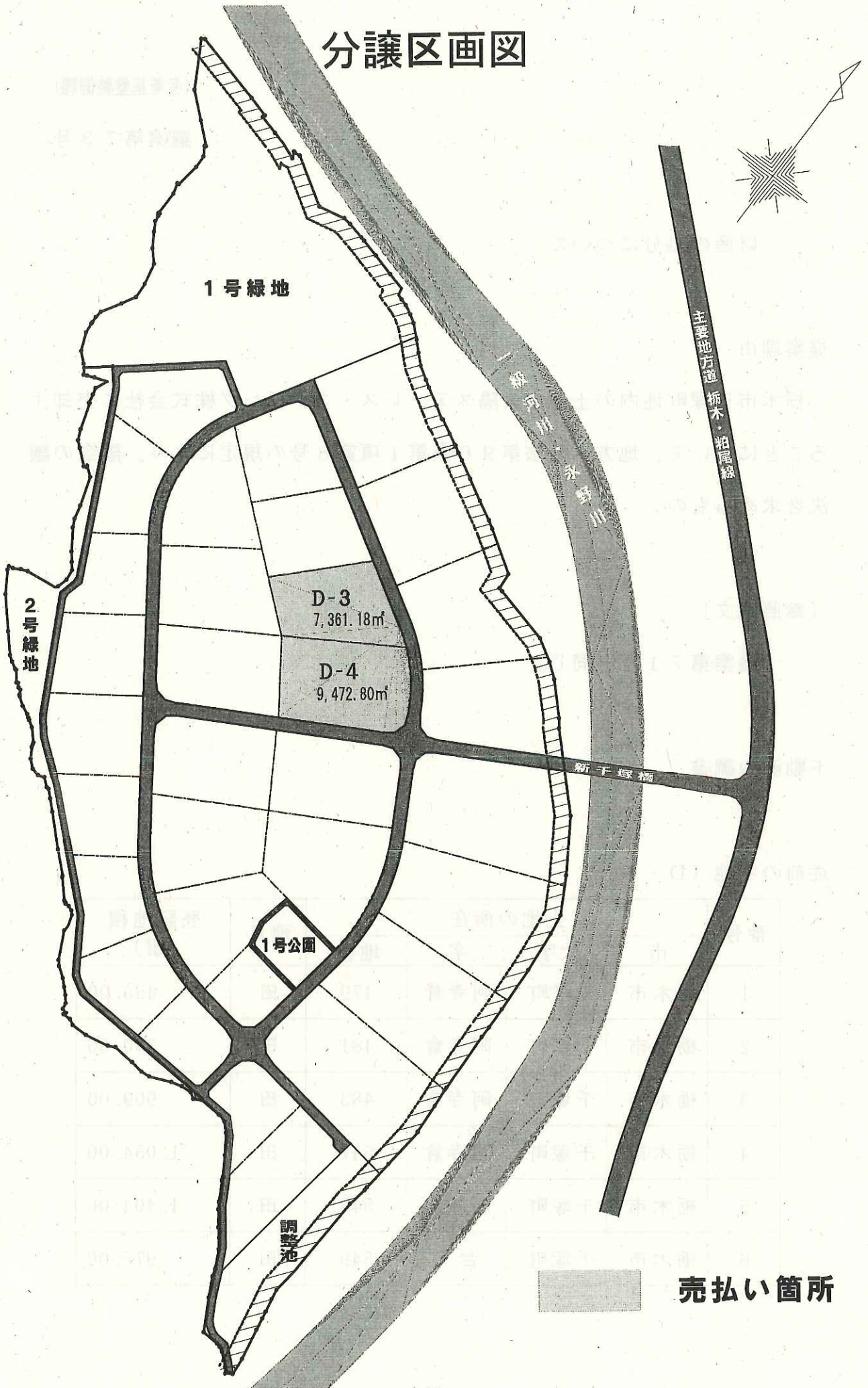


# 位置図





# 分譲区画図



財産の処分について

提案理由

栃木市千塚町地内の土地を大陽ステンレス・スプリング株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第71号と同じ。

不動産の調書

従前の宅地 (D - 5)

番号	土地の所在				地目	登記地積 (㎡)
	市	大字	字	地番		
1	栃木市	千塚町	阿寺倉	479	田	485.00
2	栃木市	千塚町	阿寺倉	481	田	380.00
3	栃木市	千塚町	阿寺倉	483	田	909.00
4	栃木市	千塚町	阿寺倉	547	田	1,054.00
5	栃木市	千塚町	阿寺倉	548	田	1,404.00
6	栃木市	千塚町	台下	549	田	975.00



7	栃木市	千塚町	台下	550	田	1,348.00
8	栃木市	千塚町	台下	551	田	1,345.00
9	栃木市	千塚町	台下	552	田	1,560.00
10	栃木市	千塚町	台下	553-1	田	690.00
11	栃木市	千塚町	台下	553-2	田	1,345.00
12	栃木市	千塚町	台下	555	田	1,262.00
13	栃木市	千塚町	台下	556	田	1,404.00
14	栃木市	千塚町	台下	557	田	1,775.00
15	栃木市	千塚町	台下	560	田	1,593.00
16	栃木市	千塚町	台	599	畑	148.00
17	栃木市	千塚町	台	600	畑	155.00
18	栃木市	千塚町	台	603	畑	2,042.00
19	栃木市	千塚町	北沢	609	田	2,505.00
20	栃木市	千塚町	台	1495	畑	92.00

従前の宅地 (D - 6)

番号	土地の所在				地目	登記地積 ( $m^2$ )
	市	大字	字	地番		
21	栃木市	千塚町	阿寺倉	448	田	710.00
22	栃木市	千塚町	阿寺倉	454	田	935.00
23	栃木市	千塚町	阿寺倉	455	田	426.00
24	栃木市	千塚町	阿寺倉	456	田	3,047.00
25	栃木市	千塚町	阿寺倉	457	田	419.00
26	栃木市	千塚町	阿寺倉	458	田	1,289.00

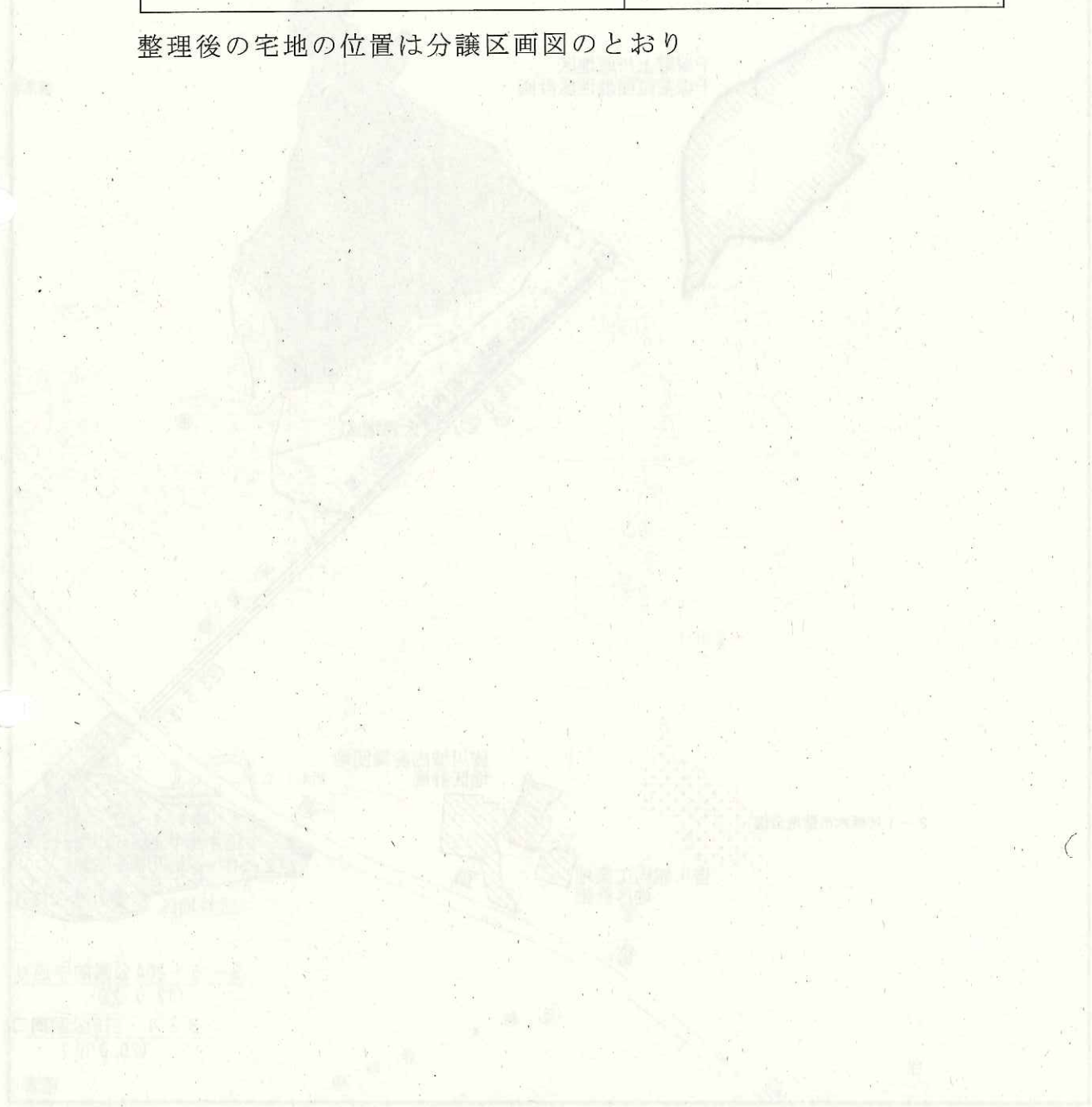


27	栃木市	千塚町	阿寺倉	459-1	田	965.00
28	栃木市	千塚町	阿寺倉	459-2	田	39.00
29	栃木市	千塚町	阿寺倉	470-1	田	2,105.00
30	栃木市	千塚町	阿寺倉	470-2	田	158.00
31	栃木市	千塚町	阿寺倉	474-1	田	842.00
32	栃木市	千塚町	阿寺倉	474-2	田	314.00
33	栃木市	千塚町	阿寺倉	475	田	667.00
34	栃木市	千塚町	阿寺倉	476	田	158.00
35	栃木市	千塚町	阿寺倉	477	田	1,054.00
36	栃木市	千塚町	阿寺倉	478	田	92.00
37	栃木市	千塚町	阿寺倉	480	田	419.00
38	栃木市	千塚町	阿寺倉	484	田	978.00
39	栃木市	千塚町	阿寺倉	485	田	723.00
40	栃木市	千塚町	阿寺倉	486	田	175.00
41	栃木市	千塚町	阿寺倉	487	田	700.00
42	栃木市	千塚町	阿寺倉	488	田	1,421.00
43	栃木市	千塚町	阿寺倉	489	田	667.00
44	栃木市	千塚町	阿寺倉	490	田	515.00
45	栃木市	千塚町	阿寺倉	531	田	307.00
46	栃木市	千塚町	阿寺倉	532	田	519.00
47	栃木市	千塚町	阿寺倉	533	田	519.00
48	栃木市	千塚町	阿寺倉	1493	田	142.00

整理後の宅地

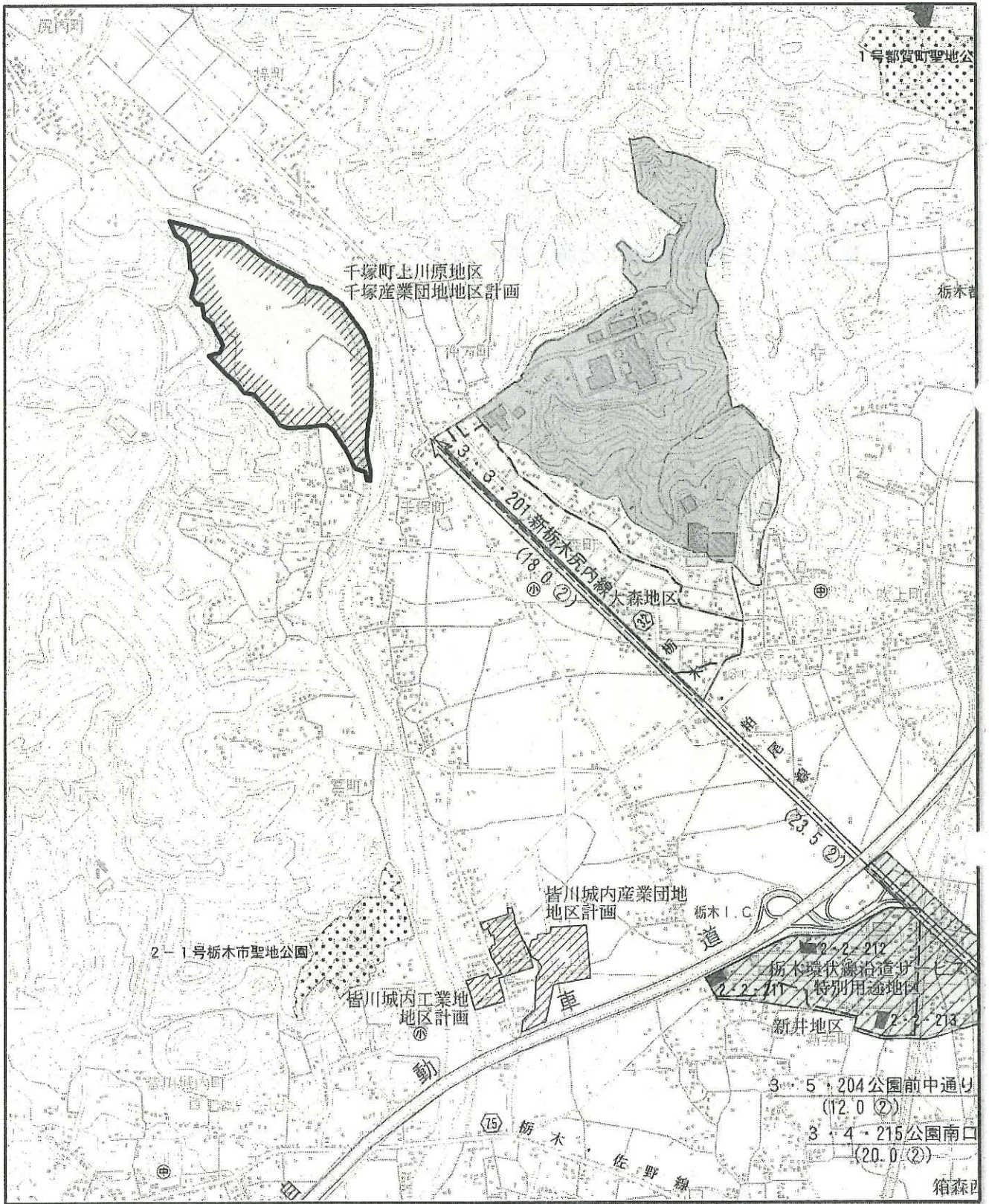
街区番号	画地番号	仮換地地積 (㎡)
D	5	8,573.58
D	6	8,167.42
合計		16,741.00

整理後の宅地の位置は分譲区画図のとおり



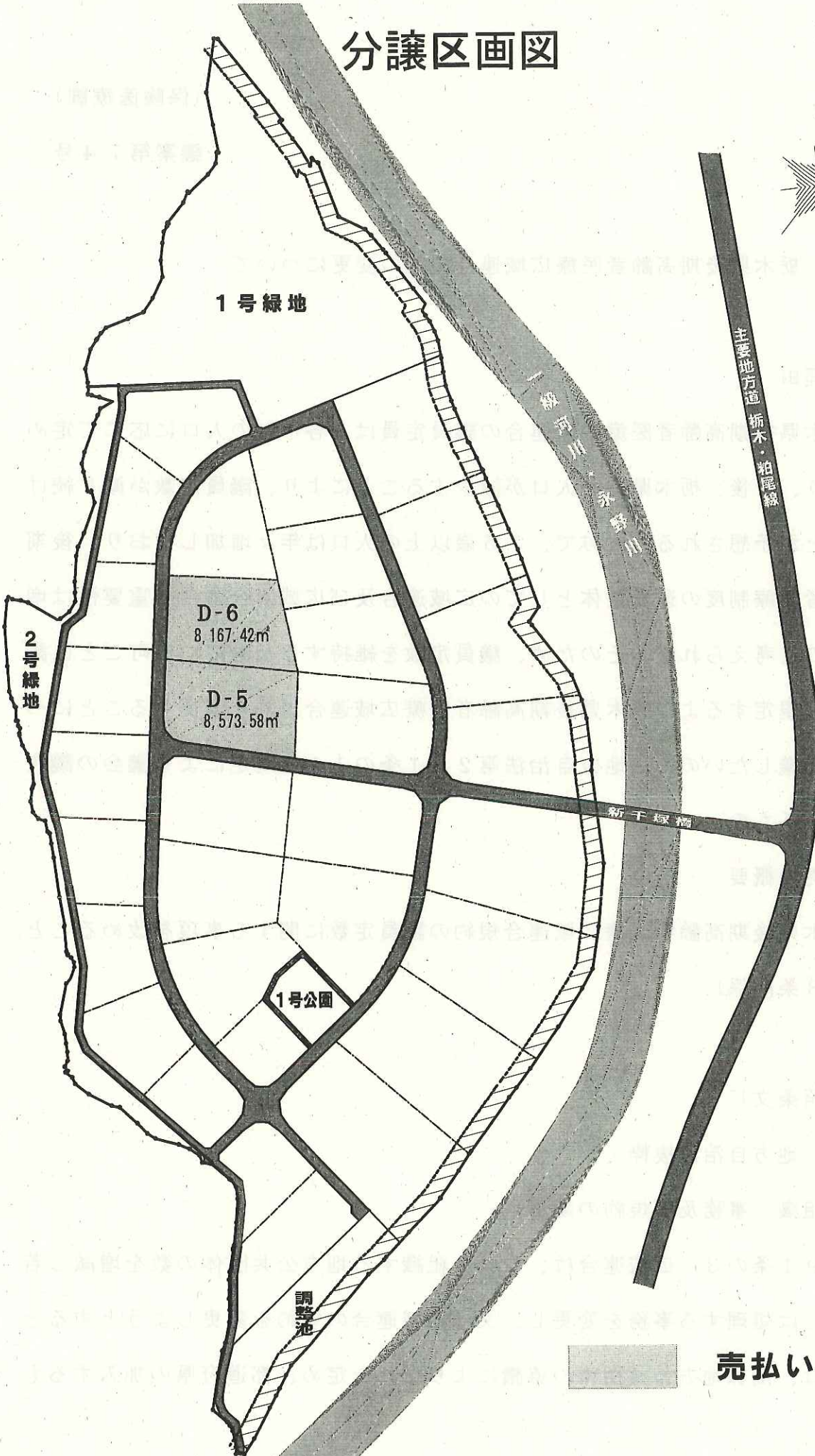
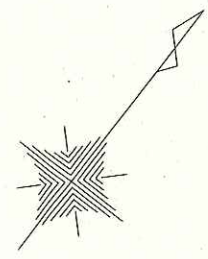


# 位置図





# 分譲区画図



1号緑地

2号緑地

D-6  
8,167.42m<sup>2</sup>

D-5  
8,573.58m<sup>2</sup>

1号公園

調整池

一級河川  
外野川

新千緑橋

主要地方道  
栃木・粕尾線

売払い箇所

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

提案理由

栃木県後期高齢者医療広域連合の議員定員は、各市町の人口に応じて定められており、今後、栃木県内の人口が減少することにより、議員定数が減り続けることが予想される。一方で、75歳以上の人口は年々増加しており、後期高齢者医療制度の運営主体としての広域連合及び広域連合議会の重要性は増すものと考えられる。そのため、議員定数を維持するために、市町ごとに議員数を規定するよう栃木県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるもの。

◎変更の概要

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の議員定数に関する事項を改めること。

(第8条関係)

[参照条文]

地方自治法抜粋

(組織、事務及び規約の変更)

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するも



のにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

## 2 以下略

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



議案第74号（保険医療課）

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

現 行

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、構成市町の長又は議員のうちから、各構成市町の議会において、別表第2左欄に定める区分に応じ、同表右欄に掲げる人数を選挙する。

2 略

別表第2（第8条関係）

市又は町の人口	議員定数
100,000人以下	1人
100,001～300,000人	2人
300,001人以上	3人

改 正 案

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、構成市町の長又は議員のうちから、各構成市町の議会において、別表第2に掲げる人数を選挙する。

2 略

別表第2 (第8条関係)

市 町 名	人 数
宇都宮市	3人
足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 小山市 那須塩原市	各2人
日光市 真岡市 大田原市 矢板市 さくら市 那須烏山市	各1人
下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町	

小山市への栃木県南地方卸売市場に関する事務の委託について

提案理由

栃木県南地方卸売市場が開設されるにあたり、同市場に関する事務委託をすることについて、地方自治法第252条の14第1項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(協議会の設置)

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 以下略



(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 略

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員30名のうち、田中光重氏が平成29年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の使命)

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

(委員の欠格条項)

第7条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、当然失職する。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。



田 中 光 重 氏 の 略 歴

住 所 栃木市都賀町大柿 1 1 7 5 番地 1

生年月日 昭和 2 1 年 1 1 月 2 1 日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

